

総合評価落札方式 留意事項

長野市財政部契約課

長野市では、事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式を含む）の案件は、「電子入札」方式を採用しています。

入札手続きにあたっては、次の事項に留意の上、参加いただくようお願いします。

1 入札手続（提出書類）の比較

	価格競争方式	総合評価落札方式
入札前 (入札参加者)		電子入札システム ○価格以外の評価点申請書 ・工事成績点に係る評価点算定表 ※
入札時 (入札参加者)	電子入札システム ○入札書（画面入力） ○工事費内訳書（総括）	電子入札システム ○入札書（画面入力） ○工事費内訳書（総括）
開札後 (落札候補者)	電子入札システム ○競争入札参加資格確認書 持参 ○競争入札参加資格確認書 ・参加資格を確認できる書類 ○工事費内訳書（総括＋明細）	電子入札システム ○競争入札参加資格確認書 持参 ○競争入札参加資格確認書 ・参加資格を確認できる書類 ○価格以外の評価点申請書 ・工事成績点に係る評価点算定表 ※ ・評価内容を確認できる書類 ○工事費内訳書（総括＋明細）

※「工事成績」に係る評価で、過去2年間の工事成績評定点の平均を選択する場合

2 入札参加者に提出いただく書類及び時期

提出時期の詳細については、入札公告で確認してください。

(1) 入札前

ア 提出いただく書類

「電子入札システム」により、次の書類を提出してください。

(7) 価格以外の評価点申請書（※押印は不要です。）

(4) 工事成績点に係る評価点算定表（「工事成績」で過去2年間の工事成績評定点の平均を選択する場合のみ。）

イ 提出時期

上記の書類を、**入札公告日**（通常水曜日）から**入札書提出開始日の前日**（通常公告日翌々週の火曜日）**までの間に、提出**してください。**入札書と同時にありません**ので、留意してください。

なお、「電子入札システム」の操作方法については、「電子入札・入札情報システムスタートページ」に掲載の「簡易マニュアル（価格以外の評価点申請書の提出方法）」を参照してください。（「電子入札システム」の画面は、「参加申請書」と表示されています。）

ウ 留意事項

(ア) 上記の期間内に「価格以外の評価点申請書」の提出がない場合、入札書の提出はできません。（提出があっても「無効」とします。）

(イ) 申請書の提出は、公告に記載した提出期間内（電子入札システムの運用時間内）としますが、できるだけサポート対象時間内（平日の午前9時から午後5時まで）としてください。

(ロ) ICカードの失効やシステム障害等の理由による紙入札の場合は、「紙入札方式参加承諾願」を提出いただくものとしていますが、「総合評価落札方式」による案件は、「価格以外の評価点申請書」の提出最終日（通常火曜日）の正午までに提出してください。

（通常の「価格競争方式」による案件は、「入札書」の提出最終日（通常木曜日）の正午まで）

(ハ) 価格以外の評価項目及び配点については、これまでと変更ありませんが、確認が落札候補者を決定した後となるため「価格以外の評価点申請書」の記入にあたっては、特に次の点に留意してください。

a 評価項目及び配点について不明な点がある場合等は、「電子入札システム」による「価格以外の評価点申請書」の提出前に確認をしてください。

b 「工事成績」は過去5年間又は過去2年間の工事成績評定点の平均としているため、いずれか一方を選択（○印を記入）してください。

また、過去2年間を選択する場合は、「工事成績点に係る評価点算定表」のシートも記入してください。（過去5年間を選択する場合は、記入の必要はありません。）

なお、選択の記載（○印）がない場合又は不明確な場合等は過去5年間の平均点により評価します。

「電子入札システム」に添付できるファイルは1件のみとなっているため、「価格以外の評価点申請書」と「工事成績点に係る評価点算定表」は一つのエクセルファイルの別のシートとなっています（過去2年間を選択する場合は、両方のシートに記入し1つのファイルで提出してください）。

なお、評価項目及び配点は案件ごとに異なりますので、「価格以外の評価点申請書」は「入札情報システム」に掲載しているものを利用してください。

c 「配置予定技術者の保有資格」の評価について、この時点で配置技術者を特定する必要はありませんが、保有資格の異なる候補が二人以上の場合は、最も下位の方に係る保有資格に該当する評価点としてください。

(ニ) 申請のあった評価点の結果は、入札書の提出後、「入札情報システム」で公表します。

(2) 入札時

ア 提出いただく書類及び時期

入札書の提出開始日（通常水曜日）から提出最終日（通常翌日の木曜日）の午後4時までの間に、通常の「価格競争方式」の案件と同じく、「電子入札システム」により、「入札書（画面入力）」及び「工事費内訳書（総括のみ）」（※押印は不要です。）を提出してください。

イ 留意事項

(7) 総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格及び失格基準価格を設定しています。

(4) 価格点の算定方法は次のとおりです。

(1) 調査基準価格以上の入札価格

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格}$$

(2) 調査基準価格未満の入札価格

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{入札価格} / \text{調査基準価格}$$

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

(応札額が予定価格を超えた者、または失格基準により失格となった者を除いて算定する。)

(3) 開札後（落札候補者）

開札後、落札候補者（予定価格超過及び失格を除き、総合評価点が最も高い方）には電話等により連絡しますので、通常の「価格競争方式」の案件と同じく、「電子入札システム」により「競争入札参加資格確認書」（※押印は不要です。）を提出してください。

また、併せて以下の書類を持参してください。（※押印欄があるものは、押印してください。）

ア 競争入札参加資格の確認書類

(7) 競争入札参加資格確認書

(4) 参加資格を確認できる書類

イ 価格以外の評価点の確認書類

(7) 価格以外の評価点申請書

(4) 工事成績点に係る評価点算定表（「工事成績」に係る評価で、過去2年間の工事成績評定点の平均を選択する場合のみ。）

(7) 評価内容を確認できる書類

ウ 工事費内訳書（総括＋明細）

なお、競争入札参加資格の確認及び価格以外の評価点の確認において、次のことが判明した場合は落札候補を取消し、予定価格超過及び失格を除いた次順位の総合評価点が最も高い者を落札候補者として確認書類を提出いただくものとします。

(7) 競争入札参加資格の確認において資格がないことが判明した場合

(4) 価格以外の評価点の確認において、評価点が過大である誤りが判明した場合で評価点を減点修正した結果、総合評価点の順位が変動する場合